

新たな事業にチャレンジする方必見！

泉大津市 創業時設備導入 支援事業補助金



泉大津市では、市内の店舗等を活用し、新たに事業を始める方の初期負担を軽減するため、事業にかかる設備導入費用の一部補助を行っています。

対象者

市内で創業、第二創業を行う方、もしくは市外から転入する方。
ただし、

- ・中小企業基本法第2条で定める者（みなし大企業、大企業とフランチャイズ契約を締結している者を除く）であること。
- ・週4日以上営業していること。
- ・営利を目的とした事業であること。
- ・補助金の交付を受けようとする者が、直接事業又は営業に携わること。
- ・市内に既にある店舗の単なる移転ではないこと。

などの対象要件があります。事前に地域経済課までご相談ください。

対象経費・金額

事業を営むための必要な機械・装置・什器の導入費用の2分の1以内（上限200,000円）で、支払日が開業日の6カ月前から開業後3カ月経過した日までのものが対象となります。また、車両やパソコン等の汎用品、領収書が発行できない中古品、リース契約によるものは対象外となります。

注：10,000円を超えないものについては消耗品扱いとし、設備導入費用の補助対象となりません。

対象外事業

- ・フランチャイズ契約又はこれに類する事業
 - ・国や地方公共団体等から類似の補助金を受けている事業
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当する事業
 - ・法令に違反していたり、公序良俗に反する等支援することが適当でない事業
 - ・住居用の建物で行う事業又は居住地で事業を営む者
- など対象外となる要件があります。

※補助金の交付申請前にすでに購入している設備については、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

注意事項

補助金の交付決定を受けた事業者は5年以上継続して事業を営む必要があります。継続できない場合は、交付を受けた補助金の全部または一部の返還が発生する場合があります。補助金の交付申請は1事業者につき1回限りとします。詳細は市ホームページをご覧ください。

詳細はこちら



創業・起業支援ワンストップ窓口 ☎ 0725-51-7651
(市役所地域経済課)

- ・ 特定創業支援等事業、創業支援補助金など、創業支援に関する支援メニューのご紹介や、創業に関する手続きについてご案内しています。
- ・ 【相談日】 平日午前8時45分～午後5時15分
【場所】 泉大津市役所4階地域経済課

お電話での相談も受付
しています。お気軽に
お問合せください。

